

第3部

基本計画

第1章

誰もが住みたくなる郷土の創造

1 土地利用計画

現況と課題

本町の総面積は9,026haで、このうち上面木山から尾鈴山にかけての西部山麓地帯を除いた大部分は、土地利用条件の良好な西高東低の緩やかな大地を形成しており、公共機関の集中している中央地区を中心に、国道、県道等の幹線道路沿いの唐瀬地区や新茶屋地区に住宅地が集中している以外は、農用地区域となっており、町民の生活及び産業の基盤としての土地利用が行われている。

地目別面積では農用地が最も多く、町土の37.7%を占めているが、このうち畑については、昭和50～60年代に比較すると減少率は低下しているものの、依然として年々減少傾向にある。これとは逆に、宅地については核家族化の進行に伴い、年々増加する状況にある。

バブルの崩壊により、投機的な土地取引や大規模開発事業等は沈静化しており、土地利用動向としては全体的に比較的安定した状態が続いているが、今後、東九州自動車道の開通等を契機として新たな開発も予想されることから、今後の土地利用については、本町の恵まれた自然環境の保全に十分配慮しつつ、町民生活の安全と快適性の確保に努めるとともに、国土利用計画法及び各週個別法の適性かつ厳正な運用を行い、計画的で調和のとれた土地利用を推進していくことが重要となっている。

土地利用区分別面積の推移

単位；ha

| 年度 地目区分 | 平成6年 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | H10-H6 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 農用地 | 3,444 | 3,445 | 3,426 | 3,428 | 3,399 | △45 |
| 田 | 1,260 | 1,260 | 1,250 | 1,250 | 1,240 | △20 |
| 畑 | 2,170 | 2,170 | 2,160 | 2,160 | 2,140 | △30 |
| 採草放牧地 | 14 | 15 | 16 | 18 | 19 | 5 |
| 宅地 | 606 | 609 | 618 | 626 | 635 | 29 |
| 山林 | 3,331 | 3,333 | 3,349 | 3,348 | 3,317 | △14 |
| その他 | 1,645 | 1,639 | 1,633 | 1,624 | 1,675 | 30 |

土地利用現況調査

施策の内容

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

第三次国土利用計画（川南町計画）及び土地利用関係各法（農振法、農地法、都市計画法、自然公園法等）の適切な運用を行うとともに、自然環境や生活環境に配慮した計画的かつ総合的な土地利用を推進する。

- 住みよい町づくり
- 健康な町づくり
- 安全な町づくり
- ふれあいのある町づくり

(2) 土地の有効利用の推進

○ 農地用

本町の基幹産業である農業の一層の発展を図るため、農業振興地域整備計画により設定した農用地区域内の農地の確保と農業生産基盤の充実に努めるとともに、農業公社により利用集積のうちの高度利用を推進する。

○ 宅地

新たな宅地需要については、公園緑地等の居住環境の整備を推進しながら、用途区域を主とした都市計画区域や幹線道沿いの住宅化が進みつつある地区へ計画的に誘導するとともに、人口増加を図るため、宅地開発の可能性について検討を行う。

○ 森林

森林の持つ公益的機能の維持・向上を図るため、川南町森林整備計画に基づいた森林資源の保全対策を推進するとともに、自然休養、レクリエーションの場としての活用についても検討する。

1 幹線道の整備

現況と課題

道路は、町民の生活や経済活動を支える重要な公共施設であり、その整備については、従来から積極的に推進してきた。町道の整備状況は、平成11年度末で改良済111.7km（改良率24.9%）、舗装済412.1km（舗装率92.0%）となっている。今後、東九州自動車道の供用開始が見込まれるなかでの道路整備は、国県道を骨格に、高速自動車道に連結するアクセス道路並びに流通幹線道路の整備が必要となる。したがって、幹線町道網を体系的に整備し、経済活動の活性化促進と併せて安全性を確保し、快適な生活基盤の充実を図る必要がある。

また、橋梁については、現在145橋すべて永久橋に架替えられているが、建設年度の古いものも多く、今後は計画的に調査をし、改良、架替えを行う必要がある。

道路の状況

単位：km、%

| 区 分 | 総延長 | 改良済 | 未改良 | 舗装済 | 未舗装 | 改良率 | 舗装率 |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 1 級 町 道 | 56.6 | 30.3 | 26.3 | 56.6 | 0.0 | 53.5 | 100.0 |
| 2 級 町 道 | 49.2 | 14.6 | 34.6 | 49.2 | 0.0 | 29.7 | 100.0 |
| その 他 町 道 | 342.0 | 66.8 | 275.2 | 306.3 | 35.7 | 19.5 | 89.6 |
| 合 計 | 447.8 | 111.7 | 336.1 | 412.1 | 35.7 | 24.9 | 92.0 |

平成11年度末現在

橋梁の状況

単位：箇所、m

| 区 分 | 橋 梁 | |
|----------|-----|-------|
| | 個 数 | 総 延 長 |
| 1 級 町 道 | 20 | 366 |
| 2 級 町 道 | 23 | 207 |
| その 他 町 道 | 102 | 993 |
| 合 計 | 145 | 1,566 |

平成11年度末現在

施策の内容

- 東九州自動車道に連結するアクセス道の整備促進
- 流通及び生活基盤幹線町道の体系的整備
- 隣接する町との連携を図るための町境地域における道路整備
- 道路改良の促進による道路排水側溝の機能強化
- 重量制限や老朽化の見受けられる橋梁の調査と架け替え検討

2 都市計画道路

現況と課題

本町における都市計画道路は、昭和46年3月の見直しにより、6路線、全延長15.4km（国道L=3.3km、県道L=4.33km、町道L=7.77km）が決定され、平成8年10月に東九州自動車道延岡西都線L=10.96kmが追加決定された。平成11年3月末現在の改良率は49.5%（延岡西都線を除く。）となっているが、このうち、町道部分での改良が進んでいないのが現状である。しかしながら、本町のメインストリートである垂門名貫線については、路盤の傷みがひどく、また、下水道管理設による影響もあり、早急な対応が必要である。

今後は、都市計画地域における道路網を十分研究、協議したうえで、路線の検討見直しを行い、快適な都市環境の創出に努める必要がある。

都市計画道路の状況

単位：km

| 路線名 | 計画延長 | | 改良済延長 | | 備考 |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | 用途区域内 | 用途区域外 | 用途区域内 | 用途区域外 | |
| 延岡西都線 | | 11.0 | | 0 | 東九州自動車道 |
| 新茶屋中須線 | 3.3 | | 3.3 | | 国道 |
| 垂門名貫線 | 2.0 | | 0 | | |
| 中里唐瀬線 | 1.4 | | 1.4 | | 県道 |
| 清瀬垂門線 | 2.2 | 1.2 | 0 | 0 | |
| 崩傘田上町線 | 0.4 | 1.4 | 0 | 0 | |
| 波掛平鈴線 | 1.0 | 2.5 | 0.5 | 2.5 | 一部県道 |

施策の内容

- 平成10年度策定のトロントロン商店街近代化基本計画に尊重しつつ、商工業の振興の策定である中心市街地活性化基本構想策定の中で、商店街との協議を進めながら、機能的かつ効率的な道路整備を推進する。
- 幹線町道網との整合性を図りながら見直しを進める。
- 交通の円滑性を高めるばかりでなく、快適で潤いのある道路空間の創出を目指した沿道修景、緑化事業を推進するとともに、お年寄りや障害者も安心して通行できるバリアフリー化に努める。

3 道路の安全対策

現状と課題

本町の主要幹線道路等をはじめとした道路総延長は、県内市町村の中でも上位に位置しており、このため、危険箇所や見通しの悪い箇所（カーブ、交差点）等が多く、近年は、町民からのガードレールや道路反射鏡等安全施設の設置要望が多くなってきている。また、平成11年度における歩道延長状況は、1級町道（12,468m）、2級町道（5,310m）、その他の町道（7,254m）となっており、このうち通学路については、ほぼ整備されているが、整備改良の必要な箇所も一部見受けられる。

今後は、交通事故防止と災害安全対策のための道路安全諸対策に積極的に取り組み、安全・快適な道路づくりを一層推進する必要がある。

施策の内容

- 主要幹線道及びその他町道の道路安全対策の現状調査
- 歩行者、自転車利用者等を保護するための道路安全対策
- 通学路における歩道の整備

1 公営住宅

現況と課題

豊かさゆとりを持続し、健康で文化的な生活を実現するためには、住宅単体の性能向上はもとより、良好な住環境の整備を図ることが極めて重要である。

このために公営住宅は、質的水準を確保するとともに、民間住宅と併せて誘導居住水準を目指しながら住宅ストックの形成に取り組み、福祉施策との連携を図りながら、高齢者・障害者の居住の安全確保に努め、需要に応じた適正な住宅供給を図り、地域に根ざした魅力ある住まいづくりに努める必要がある。

本町における公営住宅は、昭和26年度の建設を始めとして、現在、管理戸数511戸で住宅の不足緩和に寄与してきたが、質的な面では、居住環境が低水準となっているものも多く、また、老朽化している住宅の全公営住宅の占める割合も高くなっている。こうしたことから、今後は良質な住宅ストックの整備が必要で、建替えまたは新規建設によるなど質的向上が重要な課題である。

また、既存公営住宅の管理については、団地ごとに管理計画を策定し、適正な維持管理を行うことが必要である。



公営住宅の状況

| 団地名 | 建設年度 | 戸数 | 構造 | 平均床面積/戸 |
|---------|-------|----|------|---------|
| 垂門住宅 | S26 | 3 | 木造平屋 | 28.05㎡ |
| 中須住宅 | 27 | 2 | 木造平屋 | 28.05 |
| ひばりが丘住宅 | 36～38 | 48 | 簡易平屋 | 32.72 |
| 出水住宅 | 40～41 | 32 | 簡易平屋 | 32.00 |
| 昭和住宅 | 40～41 | 12 | 簡易平屋 | 31.30 |
| 桜が丘住宅 | 41～43 | 48 | 簡易平屋 | 34.02 |
| 新茶屋住宅 | 44～45 | 38 | 簡易平屋 | 34.34 |
| 塩付西住宅 | 46 | 12 | 簡易平屋 | 35.76 |
| 中央住宅 | 47 | 16 | 簡易平屋 | 37.59 |
| さざんか住宅 | 48～50 | 56 | 簡易平屋 | 43.08 |
| 南中須住宅 | 51～52 | 40 | 簡易平屋 | 51.46 |
| 豊原住宅 | 53 | 24 | 中耐3階 | 66.54 |
| 番野地住宅 | 54～55 | 48 | 中耐3階 | 66.90 |
| 十文字住宅 | 56 | 12 | 簡易2階 | 66.20 |
| 山本住宅 | 56 | 12 | 簡易2階 | 67.48 |
| 白坂住宅 | 57～59 | 54 | 中耐3階 | 67.53 |
| 塩付住宅 | H6 | 18 | 中耐3階 | 84.13 |
| 新橋住宅 | 7～8 | 36 | 中耐3階 | 87.17 |

施策の内容

現有公営住宅は、団地ごとに現状のまま維持管理するもの、建替え、用途廃止をするもの等について再度検討を行い、管理方針を明確にして維持管理に努める。

また、今後の住宅ストックの整備を含め、新規建設については、需要の動向を見つめつつ、建替えを主とした整備の促進を図り、高齢者等の生活に対応できる住宅の供給に努める。

2 上水道

現況と課題

本町の水道は、昭和48年度に広域簡易水道事業の認可を受け、上水道事業として昭和54年度事業経営変更及び第1次拡張工事を実施し、平成元年度に松原・伊倉簡易水道を統合する第2次拡張工事を行い現在に至っている。

平成7年度から5年間の水の需要動向を見ると、給水戸数が5.4%の増加となり、生活・文化水準の向上による有収水量が3.8%増加し、年間配水量については、12.4%の増となっているが、このことは、漏水量の増が大きな要因を占めており対策が急務である。また、施設については、老朽化による諸問題が発生しつつある。

今後の課題としては、安全で良質な水道水の安定供給を確立するため、施設の改修及び効率的な維持管理等経営計画の見直しが必要である。

業務量

(単位：人・戸・m³・%)

| | 平成7年度 | 前年比 | 平成8年度 | 前年度 | 平成9年度 | 前年度 | 平成10年度 | 前年度 | 平成11年度 | 前年度 |
|----------|-----------|-----|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| 給水人口 | 17,858 | 1.6 | 17,634 | Δ1.3 | 17,488 | Δ0.8 | 17,414 | Δ0.4 | 17,409 | Δ0.1 |
| 給水戸数 | 5,527 | 2.6 | 5,616 | 1.6 | 5,652 | 0.6 | 5,766 | 2.0 | 5,828 | 1.1 |
| 年間配水量 | 2,101,202 | 6.4 | 2,091,610 | Δ0.5 | 2,216,264 | 6.0 | 2,309,334 | 4.2 | 2,361,383 | 2.3 |
| 1日平均配水量 | 5,741 | 6.2 | 5,730 | Δ0.2 | 6,072 | 6.0 | 6,327 | 4.2 | 6,451 | 2.0 |
| 年間有収水量 | 1,645,968 | 4.0 | 1,629,479 | Δ1.0 | 1,635,631 | 0.4 | 1,711,202 | 4.6 | 1,708,006 | Δ0.2 |
| 1日平均有収水量 | 4,497 | 3.7 | 4,464 | Δ0.7 | 4,481 | 0.4 | 4,688 | 4.6 | 4,667 | Δ0.2 |

施策の内容

上水道の安定供給対策等合理的、効率的な維持管理運営を図るため、計画的に施設の専門的な点検調査を行うとともに、長期的整備計画を策定し、管路図の整備をはじめ、各施設の改善改修を計画的に実施する。

3 公共下水道

現状と課題

近年、生活環境基盤施設の整備が進み、誰もが健康で文化的な生活を営むことができるようになってきた。そのことにより、家庭等の雑配水が水路及び河川等の公共用水域に排出され水質汚濁を招いており、公共用水域の水質改善を図ることが重要な課題となっている。

このようなことから、平成6年度に川南町公共下水道基本計画を策定し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の整備を目的として、本町人口の約30%を占める都市計画用途区域265haと、これに隣接した区域の30haを合わせた295haを下水道全体整備区域とし、中でも事業効果の高い住宅密集地区60haを第1期の事業区域として、平成9年度から事業着工している。

川南町公共下水道事業計画概要

| 項 目 | 全 体 計 画 | 事 業 認 可 |
|-------------|------------------|------------------|
| 下水道計画目標年次 | 平成26年 | 平成15年 |
| 下水道計画区域(ha) | 295 | 60 |
| 下水道計画人口(人) | 5,800 | 1,900 |
| 事 業 年 次 | 平成9年度～ 平成26年度 | 平成9年度～ 平成15年度 |

施策の内容

(1) 公共下水道第1期事業区域の計画的整備

生活環境の改善、良好な水環境を維持・回復していく上で、下水道の重要性は一段と高まってゆくものと予想されるので、町の財政計画と調整を図りながら計画的に整備を進める。

(2) 町民へのPR

下水道事業を円滑に推進するためには、住民の理解と協力が不可欠であるので、住民説明会やパンフレット、広報誌等によりPRに努める。

(3) 第2期事業区域の準備作業の推進

平成16年3月に第1期事業区域の供用開始を予定しているので、第1期事業区域の進捗率を見ながら、第2期事業区域の検討を行い、引き続き計画が実施できるよう進める。

4 ごみ処理

現状と課題

ごみ処理は、可燃物を2地区に分けて週に2回収集し、西都児湯環境整備事務組合で処理している。

坂の上処分場については、安定型の処分場だったために埋立てができなくなり、不燃物については、4地区に分けて月に2回収集しているほか、直接持込みされた不燃物から資源物（缶・ビン）を回収した残りをコンテナに積込み、民間の一般廃棄物処理施設に運搬から最終処分までを委託している。

ごみの排出量が、可燃物、不燃物とも増加の傾向にあることから、ごみ総量の減量化、資源ごみのリサイクル化等を町民、事業者の理解と協力のもとに取り組むことや、広域処理場の早期完成が課題である。

施策の内容

- 坂の上最終処分場跡地については、適正な管理を行う。
- ごみ分別収集を徹底するとともに、減量化と再資源化を推進する。
- 町内巡回を定期的実施して、不法投棄の抑止と早期発見に努め、清潔で住みよい町を目指す。
- 安定的なごみ処理を図るため、広域処理施設の早期完成を推進する。

5 公害防止

現状と課題

公害は、産業廃水、畜産糞尿及び家庭排水等による悪臭、水質汚濁、衛生害虫の異常発生等が多い。本町は畜産の町でもあり、特に畜産振興と公害防止という両面から、畜産環境の対策を講じる必要がある。

また、経済活動の拡大や生活様式の多様化などに伴い、自動車交通による大気汚染や騒音、廃棄物の不適正処理、生活排水等による河川等の汚濁といった問題に加え、ダイオキシン類を始めとする環境ホルモンなどの新たな環境問題も生じている。

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題が顕在化しており、その解決は人類共通の課題となっている。

施策の内容

公害発生の原因は、人為的なものが多い。公害を出さないための広報、啓発活動を継続的に実施し、町民各々の公害防止の意識を高める施策を講ずる。

公害の発生源に対しては、発生源の責任を明確にすると共に、関係行政機関と連携して指導の徹底を図る。

6 河川の浄化

現状と課題

公共用水域の水質保全を図るうえで、水質汚濁の主要因となっている家庭から排出される生活排水の対策が急務となっている。

家庭でできる対策として、住民一人ひとりの工夫と心がけにより、公共用水域に排出される汚濁負荷量をできるだけ少なくするよう啓発活動を推進するとともに、発生源対策としての合併処理浄化槽の設置推進が不可欠である。

合併処理浄化槽の設置状況（補助分）

単位：基

| 区 分 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 合 計 |
|---------|------|------|------|------|------|-------|-------|-----|
| 新 築 | 21 | 55 | 57 | 46 | 46 | 33 | 45 | 303 |
| 汲み取り改造 | 40 | 30 | 32 | 41 | 29 | 23 | 20 | 215 |
| 単 独 改 造 | 54 | 20 | 28 | 34 | 39 | 25 | 21 | 221 |
| 合 計 | 115 | 105 | 117 | 121 | 114 | 81 | 86 | 739 |

施策の内容

生活排水対策の推進等による河川等の汚濁防止、合併処理浄化槽の整備等、水質浄化対策を推進していく。また、町民生活や産業活動など循環型の地域社会を形成するなど幅広い分野にわたる環境保全施策を展開していく。

1 交通安全対策

現況と課題

町民が手軽に利用できる公共交通機関の少ない本町では、交通手段として自家用車、バイク、自転車を利用しており、運転免許人口や一家族の自家用車所有台数は増加し、町内での交通事故も増加している。

交通事故防止のためには、交通安全教育の推進が重要であり、事故原因を分析し、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めながら、町民参加の安全対策を推進する必要がある。

また、住民が事故の加害者、被害者とならないように事故情報の提供、住民からの交通安全への提言を得ながら各関係機関と協議し、交通安全運動を推進していくことが重要である。

交通事故の状況

単位；件、人

| 年度 区分 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 |
|----------|------|------|------|-------|-------|
| 発生件数 | 63 | 99 | 85 | 69 | 122 |
| 死者数 | 2 | 5 | 4 | 1 | 5 |
| 負傷者数 | 79 | 120 | 110 | 109 | 172 |

道路別事故の状況

単位；件、人

| 区分 | 国道 | 県道 | 町道 | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|-----|-----|
| 件数 | 56 | 23 | 40 | 3 | 122 |
| 死者 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| 負傷 | 84 | 35 | 49 | 4 | 172 |

(平成11年度)

道路形状別事故の状況

単位；件、人

| 区分 | 交差点 | 交差点付近 | カーブ | 直線等 | その他 | 合計 |
|----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 53 | 17 | 8 | 42 | 2 | 122 |
| 死者 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 負傷 | 78 | 27 | 11 | 53 | 3 | 172 |

(平成11年度)

施策の内容

(1) 道路交通環境の整備

交通弱者、車両の安全を図るため、道路整備、信号機及び道路標識等の設置による危険箇所解消を関係機関に要請し、その整備に努める。

(2) 交通安全教育の推進

交通社会の一員として、責任の自覚、交通安全マナーアップと思いやりを原点とし、警察、関係機関及び団体と連携を密にし、家庭、職場、地域が一体となり、交通事故抑止について徹底を図る。

(3) 広報活動の推進

住民一人ひとりの交通安全意識の高揚をめざし、広報活動を強化するとともに、町民総参加の広範な交通安全運動を推進する。

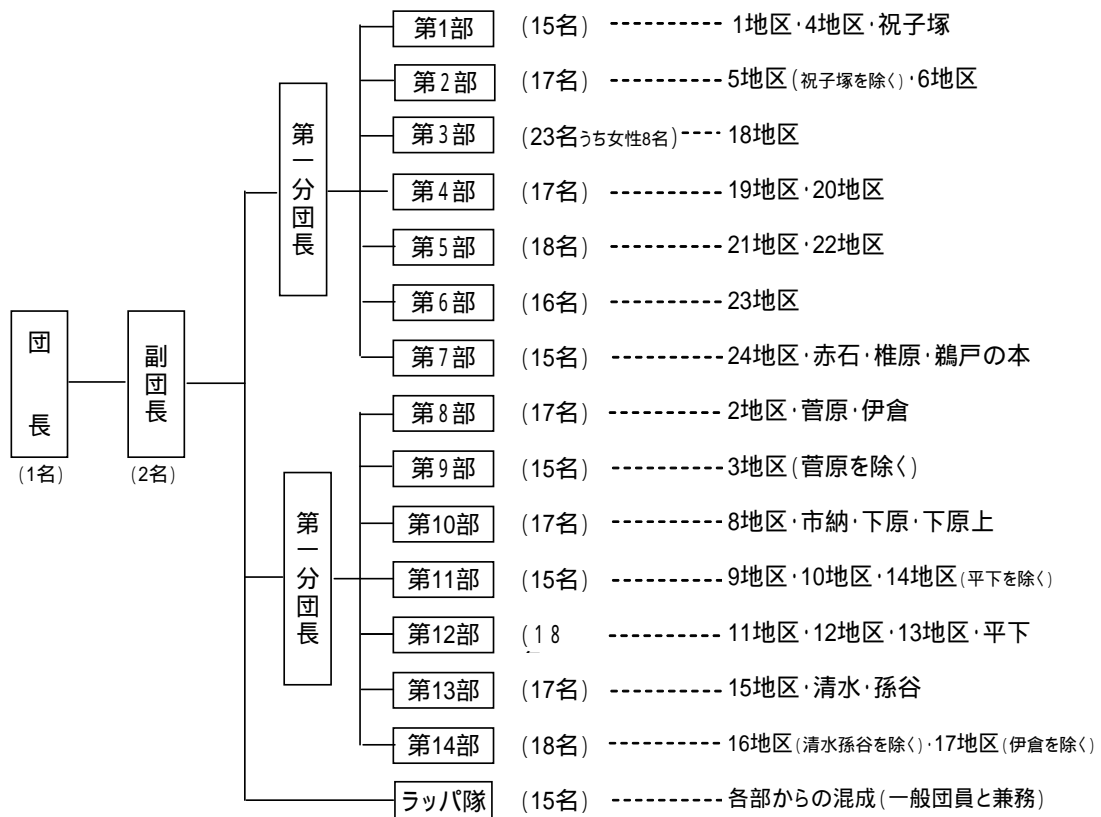
2 消防・防災

現状と課題

戦後、自治体消防として発足以来50余年経過し、この間、消防法、建築基準法等の法規制の整備、東児湯消防組合による常備消防体制の整備、土木、建築等の防災技術の進歩、災害の原因となる自然現象の解明、予測技術の向上及び県防災行政無線、町防災行政無線の整備による災害時情報伝達の迅速化、また、消防団員の効率的出動体制の確立の為の分団制導入による消防団組織の再編成、施設等の整備、大規模災害に対処するための宮崎県市町村防災相互応援協定並びに宮崎県消防相互応援協定の締結等、地域防災力は強化されてきている。しかしながら、全国的には、近年予測不能な大規模災害の発生により、大きな被害がもたらされている。

このような大規模災害の発生による被害を最小限に食い止めるためには、地域の自主防災組織の育成並びに防災ボランティアのための架橋整備が急務であり、その地域防災のリーダーとして活動する消防団員の資質向上の為の各種教育訓練の実施、住民への防災意識の高揚等の環境づくりと併せて、消防防災施設整備の充実、強化を図ることが今後の課題である。

消防団組織図



火災発生件数

| 市町村名 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 |
|------|------|------|------|-------|-------|
| 川南町 | 19 | 12 | 16 | 21 | 15 |
| 高鍋町 | 14 | 16 | 10 | 14 | 16 |
| 新富町 | 17 | 11 | 6 | 10 | 4 |
| 木城町 | 9 | 5 | 7 | 7 | 5 |
| 都農町 | 14 | 14 | 8 | 9 | 8 |

消防年報

施策の内容

(1) 消防

- 消防団員の確保に努め、地震、風水害、林野火災等の大規模災害に対応できる動員体制を一層充実するとともに、家族、事業所、地域住民への理解と協力を求め、広報誌等によるPRや各種行事への消防団員の参加及び各種啓発活動に努める。
- 消防団員の資質向上のため、県、東児湯消防組合等と協力して各種教育訓練の実施を図る。
- 現在各部に配備してある消防車両、並びに機械器具の計画的な更新及び消火栓、消化水槽等の消防施設の充実を図る。
- 分団制の実施により、消防団員の効率的出動体制を確立し、各種災害に対応したマニュアルを作成し、災害に対しての迅速な対応を図る。
- 常備消防体制の更なる充実を図るため、東児湯消防組合の庁舎の移転、新設を行い、消防施設、設備の充実を図り、各種災害に対しての迅速な対応に努める。

(2) 防災

- 既存の自主防災組織に加え、地域組織を主体とした自主防災組織の育成を図るとともに、関係各課と協力して防災ボランティアのための環境整備に努める。
- 各種災害に対処するための防災マニュアルに基づいた訓練の実施並びに住民への防災知識の普及徹底を図り、災害危険箇所点検の徹底と併せて避難場所の点検見直しを行う。
- 災害時の情報伝達を正確、迅速に行うため、防災行政無線の平常時の通信訓練を実施し、災害時の適切な運用に努める。